

熊本県公報

号外 第22号の6
平成18年3月31日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(人 事 課) 1
- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……(") 6
- 熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……(") 12
- 熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……(") 12
- 熊本県技能労務職員の退職手当の調整額を支給される職員の区分に関する規則……(") 13
- 熊本県職員等の退職手当の支給の一時差止処分及び返納に関する規則の一部を改正する規則……(") 13
- 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則……(") 16
- 熊本県中小企業無担保クイック融資資金(通称名:くまもとファイト資金)融資制度要項の一部を改正する要項……(経営金融課) 16
- 熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項……(") 17
- 熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項……(") 17
- 熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項……(") 17
- 熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項……(") 17
- 熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項……(") 18
- 熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項……(") 19

規 則

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第33号

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年熊本県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 条例別表第1備考の規則で定める地域は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条及び第15条に規定する地域とする。

別表第1熊本県大阪事務所の項中「南河内郡美原町」を削り、同表備考中「熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年熊本県条例第42号)の施行の日」を「平成18年4月1日」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	公安職給料表	教育職給料表 (2)	教育職給料表 (3)	研究職給料表	医療職給料表 (1)	医療職給料表 (2)	医療職給料表 (3)	技能労務職 給料表
9級				5級(管理職手当の支給割合が100分の25と定められている職にある者に限る。)	4級(管理職手当の支給割合が100分の25又は100分の23と定められている職にある者に限る。)			
8級	9級	4級の29号給以上		5級(管理職手当の支給割合が100分の20と定められている職又は100分の18と定められている職にある者で、当該職の在職期間が1年以上であるものに限る。)	4級(管理職手当の支給割合が100分の20と定められている職又は100分の18と定められている職にある者で、当該職の在職期間が1年以上であるものに限る。)			
7級	(1) 8級 (2) 7級の49号給以上(警察本部の課長又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が3年以上であるものに限る。)	(1) 4級の28号給以下 (2) 3級の17号給以上(校長の職にある者に限る。)	(1) 4級 (2) 3級の37号給以上(校長の職にある者に限る。)	(1) 5級(管理職手当の支給割合が100分の20と定められている職又は100分の18と定められている職にある者で、行政職給料表の8級に相当するものを除く。) (2) 5級(管理職手当の支給割合が100分の16と定められている職又は100分の14と定められている職にある者で、当該職の在職期間が3年以上であるものに限る。)	4級(行政職給料表の9級及び8級に相当する者を除く。)	7級(管理職手当の支給割合が100分の16と定められている職又は100分の14と定められている職にある者で、当該職の在職期間が3年以上であるものに限る。)		

6級	<p>(1) 7級(行政職給料表の7級に相当する者を除く。)</p> <p>(2) 6級</p>	<p>(1) 3級の16号給以下(校長の職にある者に限る。)</p> <p>(2) 3級(教頭の職にある者に限る。)</p>	<p>(1) 3級の36号給以下(校長の職にある者に限る。)</p> <p>(2) 3級(教頭の職にある者に限る。)</p>	<p>5級(行政職給料表の9級、8級及び7級に相当する者を除く。)</p>	<p>3級(管理職手当の支給割合が100分の16と定められている職若しくは100分の14と定められている職にある者又は本庁課長補佐若しくはこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が4年以上であるものに限る。)</p>	<p>(1) 7級(管理職手当の支給割合が100分の16と定められている職又は100分の14と定められている職にある者で、行政職給料表の7級に相当するものを除く。)</p> <p>(2) 7級(本庁課長補佐又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が4年以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 6級(本庁課長補佐又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が4年以上であるものに限る。)</p>	<p>6級(総看護師長又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が4年以上であるものに限る。)</p>	<p>6級(総看護師長又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が1年以上4年未満であるものに限る。)</p>
5級	<p>(1) 3級(行政職給料表の7級及び6級に相当する者を除く。)</p> <p>(2) 2級の81号給以上</p>	<p>(1) 3級(行政職給料表の7級及び6級に相当する者を除く。)</p> <p>(2) 2級の93号給以上</p>	<p>(1) 3級(行政職給料表の7級及び6級に相当する者を除く。)</p> <p>(2) 2級の93号給以上</p>	<p>4級の17号給以上(研究主幹又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が1年以上であるものに限る。)</p>	<p>3級(本庁課長補佐又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が1年以上4年未満であるものに限る。)</p>	<p>(1) 7級(行政職給料表の7級及び6級に相当する者を除く。)</p> <p>(2) 6級(本庁課長補佐又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が1年以上4年未満であるものに限る。)</p>	<p>6級(総看護師長又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が1年以上4年未満であるものに限る。)</p>	<p>6級(総看護師長又はこれに相当する職にある者で、当該職の在職期間が1年以上4年未満であるものに限る。)</p>

4級	(1) 5級(行政職給料表の5級に相当する者を除く。) (2) 4級の69号給以上	(1) 2級の49号給から80号給まで (2) 1級の129号給以上	2級の57号給から92号給まで	(1) 4級(行政職給料表の5級に相当する者を除く。) (2) 3級の37号給(役付きの職員にあっては、21号給)以上	3級(行政職給料表の6級及び5級の相当する者並びに技師の職にある者で29号給以下の号給を受けている者を除く。)	(1) 6級(行政職給料表の6級及び5級に相当する者を除く。) (2) 5級の29号給(本庁課長補佐又はこれに相当する職にある者)にあっては1号給、本庁係長又はこれに相当する職にある者)にあっては13号給以上	(1) 6級(行政職給料表の6級及び5級に相当する者を除く。) (2) 5級の29号給(役付きの職員にあっては、13号給)以上 (3) 4級の53号給(役付きの職員にあっては、33号給)以上 (4) 3級の69号給(役付きの職員にあっては、49号給)以上	137号給以上
3級	(1) 4級(行政職給料表の4級に相当する者を除く。) (2) 3級の49号給(警察本部の係長又はこれに相当する職にある者)にあっては29号給、主任又はこれに相当する職にある者)にあっては45号給以上 (3) 2級の57号給以上	(1) 2級の29号給から48号給まで (2) 1級の69号給から128号給まで	(1) 2級の37号給から56号給まで (2) 1級の65号給以上	3級の36号給(役付きの職員にあっては、20号給)以下	(1) 3級の28号給以下(技師の職にある者に限る。) (2) 2級の5号給以上	(1) 5級(行政職給料表の4級に相当する者を除く。) (2) 4級(行政職給料表の4級に相当する者を除く。) (3) 3級の13号給以上	(1) 5級(行政職給料表の4級に相当する者を除く。) (2) 4級(行政職給料表の4級に相当する者を除く。) (3) 3級の13号給から68号給(役付きの職員にあっては、29号給から48号給)まで	77号給から136号給まで
2級	(1) 3級(行政職給料表の3級に相当する者を除く。) (2) 2級の33号給から56号給まで (3) 1級の41号給以上	(1) 2級の13号給から28号給まで (2) 1級の41号給から68号給まで	(1) 2級の25号給から36号給まで (2) 1級の41号給から64号給まで	2級の13号給以上	(1) 2級の4号給以下 (2) 1級の13号給以上	(1) 3級の12号給以下 (2) 2級の21号給以上	(1) 3級の12号給以下 (2) 2級の21号給以上	61号給から76号給まで

1 級	以上 (1) 2級の32号給 以下 (2) 1級の40号給 以下	(1) 2級の12号給 以下 (2) 1級の40号給 以下	(1) 2級の24号給 以下 (2) 1級の40号給 以下	(1) 2級の12号給 以下 (2) 1級	(1) 1級の12号給 以下	(1) 2級の12号給 以下 (2) 1級	(1) 2級の20号給 以下 (2) 1級	60号給以下
-----	--	--	--	-----------------------------	-------------------	-----------------------------	-----------------------------	--------

備 考 1 この表中の管理職手当の支給割合とは、熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)に定める支給割合をいう。
 2 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)に対するこの表の適用については、その者の属する職務の級における号給のうちその者が受けている給料月額の直近の額の号給(直近の額の号給が複数ある場合は、上位の号給)をその者の給料月額の号給とみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第34号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年熊本県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「当該経験年数のうち、5年までの経験年数の月数については12月、5年を超え10年までの経験年数の月数については15月、10年を超える経験年数の月数については18月で除して得た数（1に満たない端数は切り捨てる。）を加えた数を号数とする号給）」を「12月（当該経験年数のうち5年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して相当と認める年数を除く。）の月数については、5年を超え10年までの経験年数の月数については15月、10年を超える経験年数の月数については18月）で除した数（1に満たない端数は切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給）」に改め、同条第3項から第7項までを次のように改める。

- 3 職員の昇給は、毎月1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
 - 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として決定するものとする。
 - 5 57歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
 - 6 職員の昇給は、給料表の最高の号給を超えて行うことができない。
 - 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 第5条中「、給料表に掲げる号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、別表第4に掲げる額の最高の額とし、」を削る。
- 第6条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、「事項」の次に「並びに熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第6条の3第4項において人事委員会規則で定めることとされている調整額に係る職員の区分」を加える。
- 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の 区 分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円		円
	1	127,700	63	227,400	125	315,000
	2	128,700	64	229,000	126	316,500
	3	129,700	65	230,700	127	318,000
	4	130,700	66	232,200	128	319,500
	5	131,500	67	233,700	129	321,100
	6	132,500	68	235,200	130	322,600
	7	133,500	69	236,600	131	324,100
	8	134,500	70	238,000	132	325,600
	9	135,600	71	239,400	133	327,200
	10	136,800	72	240,800	134	328,500
	11	138,000	73	242,100	135	329,800
	12	139,200	74	243,500	136	331,100
	13	140,300	75	244,900	137	332,400
	14	141,500	76	246,300	138	333,700
	15	142,700	77	247,700	139	335,000
	16	143,900	78	249,100	140	336,300
	17	145,100	79	250,500	141	337,600
	18	146,600	80	251,900	142	338,900
	19	148,100	81	253,100	143	340,200
	20	149,600	82	254,400	144	341,500
	21	151,000	83	255,700	145	342,700
	22	152,500	84	257,000	146	343,900
	23	154,000	85	258,100	147	345,100
	24	155,500	86	259,400	148	346,300
	25	157,000	87	260,700	149	347,400
	26	158,800	88	262,000	150	348,500
	27	160,600	89	263,100	151	349,600
	28	162,400	90	264,300	152	350,700
	29	164,200	91	265,500	153	351,900
	30	165,900	92	266,700	154	352,900
	31	167,600	93	267,900	155	353,900
	32	169,300	94	269,100	156	354,900
	33	177,100	95	270,300	157	355,900
	34	178,600	96	271,500	158	356,800
	35	180,100	97	272,500	159	357,700
	36	181,600	98	273,600	160	358,600
	37	183,100	99	274,700	161	359,500
	38	184,400	100	275,800	162	360,400
	39	185,700	101	276,900	163	361,300
	40	187,000	102	278,000	164	362,200
	41	188,400	103	279,100	165	363,100
	42	189,600	104	280,200	166	364,000
	43	190,800	105	281,300	167	364,900
	44	192,000	106	282,400	168	365,800
	45	193,300	107	283,500	169	366,500
	46	194,600	108	284,600	170	367,100
	47	195,900	109	285,500	171	367,700
	48	197,200	110	286,600	172	368,300
	49	200,500	111	287,700	173	368,800
	50	202,000	112	288,800	174	369,300
	51	203,500	113	289,700	175	369,800
	52	205,000	114	290,700	176	370,300
	53	206,500	115	291,700	177	370,800
	54	208,100	116	292,700	178	371,300
	55	209,700	117	293,600	179	371,800
	56	211,300	118	294,600	180	372,300
	57	212,700	119	295,600	181	372,800
	58	214,400	120	296,600	182	373,300
	59	216,100	121	297,400	183	373,800
	60	217,800	122	298,300	184	374,300
	61	224,200	123	299,200	185	374,800
	62	225,800	124	300,100		
再任用 職員 以外の職 員				226,400		
再任用 職 員						

別表第2 初任給の欄中「5号給」を「17号給」に、「2号給」を「5号給」に改める。
別表第4 を次のように改める。

別表第4 (第5条関係)

調 整 基 本 額 表

職員の 区分	号 給	調 整 基 本 額
再任用 職員以外 の職員	1	5,746 円
	2	5,791
	3	5,836
	4	5,881
	5 ~ 32	5,900
	33 ~ 48	7,400
	49 ~ 76	8,400
	77 ~ 124	8,700
	125 ~ 185	9,600
再任用 職員	8,400	

備考 この表中「5~32」等とあるのは、「5号給から32号給までの号給」等を示す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(号給の切替え等)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において熊本県技能労務職員の給与に関する規則別表第1に定める技能労務職給料表(以下「給料表」という。)の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表の新号給欄に定める号給とする。
- 3 切替日の前日において給料表の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、この規則による改正後の給料表の最高の号給とする。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、その規則の施行に伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の適用を受ける職員の例による。

附則別表

技能労務職給料表の適用を受ける職員の切替表

切替日の前日において受ける号給	切替日(H18.4.1)における		切替日の前日において受ける号給	切替日(H18.4.1)における		切替日の前日において受ける号給	切替日(H18.4.1)における	
	経過期間	新号給		経過期間	新号給		経過期間	新号給
1	3月未満	1	18	3月未満	69	35	3月未満	137
	3月以上6月未満	2		3月以上6月未満	70		3月以上6月未満	138
	6月以上9月未満	3		6月以上9月未満	71		6月以上9月未満	139
	9月以上12月未満	4		9月以上12月未満	72		9月以上12月未満	140
	12月以上	5		12月以上	73		12月以上	141
2	3月未満	5	19	3月未満	73	36	3月未満	141
	3月以上6月未満	6		3月以上6月未満	74		3月以上6月未満	142
	6月以上9月未満	7		6月以上9月未満	75		6月以上9月未満	143
	9月以上12月未満	8		9月以上12月未満	76		9月以上12月未満	144
	12月以上	9		12月以上	77		12月以上	145
3	3月未満	9	20	3月未満	77	37	3月未満	145
	3月以上6月未満	10		3月以上6月未満	78		3月以上6月未満	146
	6月以上9月未満	11		6月以上9月未満	79		6月以上9月未満	147
	9月以上12月未満	12		9月以上12月未満	80		9月以上12月未満	148
	12月以上	13		12月以上	81		12月以上	149
4	3月未満	13	21	3月未満	81	38	3月未満	149
	3月以上6月未満	14		3月以上6月未満	82		3月以上6月未満	150
	6月以上9月未満	15		6月以上9月未満	83		6月以上9月未満	151
	9月以上12月未満	16		9月以上12月未満	84		9月以上12月未満	152
	12月以上	17		12月以上	85		12月以上	153
5	3月未満	17	22	3月未満	85	39	3月未満	153
	3月以上6月未満	18		3月以上6月未満	86		3月以上6月未満	154
	6月以上9月未満	19		6月以上9月未満	87		6月以上9月未満	155
	9月以上12月未満	20		9月以上12月未満	88		9月以上12月未満	156
	12月以上	21		12月以上	89		12月以上	157
6	3月未満	21	23	3月未満	89	40	3月未満	157
	3月以上6月未満	22		3月以上6月未満	90		3月以上6月未満	158
	6月以上9月未満	23		6月以上9月未満	91		6月以上9月未満	159
	9月以上12月未満	24		9月以上12月未満	92		9月以上12月未満	160
	12月以上	25		12月以上	93		12月以上	161
7	3月未満	25	24	3月未満	93	41	3月未満	161
	3月以上6月未満	26		3月以上6月未満	94		3月以上6月未満	162
	6月以上9月未満	27		6月以上9月未満	95		6月以上9月未満	163
	9月以上12月未満	28		9月以上12月未満	96		9月以上12月未満	164
	12月以上	29		12月以上	97		12月以上	165
8	3月未満	29	25	3月未満	97	42	3月未満	165
	3月以上6月未満	30		3月以上6月未満	98		3月以上6月未満	166
	6月以上9月未満	31		6月以上9月未満	99		6月以上9月未満	167
	9月以上12月未満	32		9月以上12月未満	100		9月以上12月未満	168
	12月以上	33		12月以上	101		12月以上	169
9	3月未満	33	26	3月未満	101	43	3月未満	169
	3月以上6月未満	34		3月以上6月未満	102		3月以上6月未満	170
	6月以上9月未満	35		6月以上9月未満	103		6月以上9月未満	171
	9月以上12月未満	36		9月以上12月未満	104		9月以上12月未満	172
	12月以上	37		12月以上	105		12月以上	173
10	3月未満	37	27	3月未満	105	44	3月未満	173
	3月以上6月未満	38		3月以上6月未満	106		3月以上6月未満	174
	6月以上9月未満	39		6月以上9月未満	107		6月以上9月未満	175
	9月以上12月未満	40		9月以上12月未満	108		9月以上12月未満	176
	12月以上	41		12月以上	109		12月以上	177
11	3月未満	41	28	3月未満	109	45	3月未満	177
	3月以上6月未満	42		3月以上6月未満	110		3月以上6月未満	178
	6月以上9月未満	43		6月以上9月未満	111		6月以上9月未満	179
	9月以上12月未満	44		9月以上12月未満	112		9月以上12月未満	180
	12月以上	45		12月以上	113		12月以上	181
12	3月未満	45	29	3月未満	113	46	3月未満	181
	3月以上6月未満	46		3月以上6月未満	114		3月以上6月未満	182
	6月以上9月未満	47		6月以上9月未満	115		6月以上9月未満	183
	9月以上12月未満	48		9月以上12月未満	116		9月以上12月未満	184
	12月以上	49		12月以上	117		12月以上	185
13	3月未満	49	30	3月未満	117	47	3月未満	185
	3月以上6月未満	50		3月以上6月未満	118		3月以上6月未満	185
	6月以上9月未満	51		6月以上9月未満	119		6月以上9月未満	185
	9月以上12月未満	52		9月以上12月未満	120		9月以上12月未満	185
	12月以上	53		12月以上	121		12月以上	185
14	3月未満	53	31	3月未満	121	48	3月未満	185
	3月以上6月未満	54		3月以上6月未満	122		3月以上6月未満	185
	6月以上9月未満	55		6月以上9月未満	123		6月以上9月未満	185
	9月以上12月未満	56		9月以上12月未満	124		9月以上12月未満	185
	12月以上	57		12月以上	125		12月以上	185
15	3月未満	57	32	3月未満	125	49	3月未満	185
	3月以上6月未満	58		3月以上6月未満	126		3月以上6月未満	185
	6月以上9月未満	59		6月以上9月未満	127		6月以上9月未満	185
	9月以上12月未満	60		9月以上12月未満	128		9月以上12月未満	185
	12月以上	61		12月以上	129		12月以上	185
16	3月未満	61	33	3月未満	129	50	3月未満	185
	3月以上6月未満	62		3月以上6月未満	130		3月以上6月未満	185
	6月以上9月未満	63		6月以上9月未満	131		6月以上9月未満	185
	9月以上12月未満	64		9月以上12月未満	132		9月以上12月未満	185
	12月以上	65		12月以上	133		12月以上	185
17	3月未満	65	34	3月未満	133			
	3月以上6月未満	66		3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	67		6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	68		9月以上12月未満	136			
	12月以上	69		12月以上	137			

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第35号

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和37年熊本県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 感染症防疫作業手当
- (2) 潜水手当
- (3) 有害薬品等取扱作業手当
- (4) 種雄牛馬取扱作業手当
- (5) ダム管理手当
- (6) 道路管理業務手当
- (7) 特殊自動車等運転業務手当
- (8) 鶏糞乾燥作業従事手当
- (9) い草取扱作業手当
- (10) 小型船舶海上作業手当
- (11) サイレージ取扱作業手当
- (12) 公共土木施設災害応急作業手当
- (13) 温室内作業手当
- (14) 特殊教育学校等勤務手当
- (15) 精神保健福祉業務等従事手当

2 前項各号（第5号、第6号、第7号、第8号、第11号及び第15号を除く。）の手当については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例による。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第2項中「1月につき3,000円」を「前項の業務に従事した日1日につき150円」に改める。

第7条から第11条までを次のように改める。

第7条から第11条まで 削除

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第36号

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成2年熊本県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同項に規定する」を削り、「4級」を「3級」に、「給与規則第3条に規定する給料表」を「給与規則第3条に規定する給料表（以下「給料表」という。）」に改め、「別表の職員欄に掲げる職員」を「給料表の93号給以上を給される職員及び再任用職員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 一般職員の例による期末手当について別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合は、100分の5とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において57歳（熊本県職員等の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員（以下「定年年齢63年職員」という。）にあっては、61歳）を超えている職員の期末手当及び勤勉手当については、なお従前の例による。

3 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員の当該各号に定める期間における改正後の第2条の適用については、同条第2項中「100分5」とあるのは「100分の10」とする。

(1) 定年年齢63年職員以外の職員で基準日現在56歳を超えている職員 熊本県職員等の定年等に関する条例第2条による定年退職日（以下「定年退職日」という。）

以前3年間

(2) 定年年齢63年職員で基準日現在60歳を超えている職員及び定年年齢63年職員以

- 外の職員で基準日現在55歳を超えている職員(前号に規定する職員を除く。) 定年退職日以前2年間
- (3) 定年年齢63年職員で基準日現在59歳を超えている職員(前号に規定する職員を除く。)及び定年年齢63年職員以外の職員で基準日現在54歳を超えている職員(前2号に規定する職員を除く。) 定年退職日以前1年間

熊本県技能労務職員の退職手当の調整額を支給される職員の区分に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第37号

熊本県技能労務職員の退職手当の調整額を支給される職員の区分に関する規則
熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)第6条第1項ただし書に規定する熊本県技能労務職員の退職手当の調整額に係る人事委員会規則で定める職員の区分に相当するものとして別に定めるものは、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める区分とする。

- (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの期間
- ア 第7号区分(熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号。以下「支給条例」という。)第6条の3第1項第7号をいう。次号において同じ。)
平成8年4月以後平成18年3月以前の技能労務職給料表の適用を受けていた者で、次の各号の定める期間において当該各号に定める号給以上を給されたもの
- (ア) 平成8年4月から平成14年3月まで 17号給
(イ) 平成14年4月から平成18年3月まで 14号給
- イ 第8号区分(支給条例第6条の3第1項第8号をいう。次号において同じ。)
アの区分に属さないこととなる者
- (2) 平成18年4月1日以後の期間
- ア 第7号区分
平成18年4月以後の技能労務職給料表77号給以上を給された者
- イ 第8号区分
アの区分に属さないこととなる者

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県職員等の退職手当の支給の一時差止処分及び返納に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第38号

熊本県職員等の退職手当の支給の一時差止処分及び返納に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の退職手当の支給の一時差止処分及び返納に関する規則(平成9年熊本県規則第54号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第58号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第6条を第11条とし、第2条から第5条までを5条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の5条を加える。

(基礎在職期間から除く休職月等)

第2条 条例第6条の3第1項に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等
- (2) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。)により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた条例第6条の3第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属してい

た職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
 (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間の
 あつた休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職
 職月等を除く。)退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職
 月などにあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月数
 から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数
 があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属
 していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間)

第3条 条例第6条の3第2項第19号に規定する知事が別に定める在職期間は、次に掲げ
 る在職期間とする。

- (1) 条例第7条の5第6項に規定する再び職員等となつた者の同項に規定する移行型
 一般地方独立行政法人の職員としての引き続いた在職期間
- (2) 条例附則第26項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算につ
 いて職員等としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社又は
 日本電信電話株式会社の職員としての引き続いた在職期間
- (3) 条例附則第27項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算につ
 いて職員等としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員として
 の引き続いた在職期間
- (4) 条例附則第28項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算につ
 いて職員等としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧
 日本国有鉄道の職員としての引き続いた在職期間及び昭和62年4月1日以後の日本
 国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であつて同条第1項の規定により
 運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算
 事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第2条第1項の
 規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団の職員としての引き続いた在職期間
- (5) 条例附則第34項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算につ
 いて職員等としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、日本国有鉄
 道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の
 日本国有鉄道清算事業団及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平
 成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設
 職員としての引き続いた在職期間
- (6) 条例附則第35項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算につ
 いて職員等としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人法(平成15年法
 律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学
 共同利用機関法人の職員としての引き続いた在職期間
- (7) 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例第18条第1項の規定により退
 職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期
 間とみなされる特定法人の役職員としての引き続いた在職期間

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第4条 退職した者の基礎在職期間に条例第6条の3第2項第2号から第19号までに掲げ
 る期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第6条の3
 第1項及び前条の規定の適用については、その者は、知事の定めるところにより、次の
 各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員等として在職していたも
 のとみなす。

- (1) 職員等としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限
 る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員等としての引き続いた在職期間の末
 日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員等
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間
 に連続する職員等としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務
 と同種の職務に従事する職員等

(調整月額に順位を付す方法)

第5条 条例第6条の3第6項に規定する知事が別に定めるもののうち、調整月額に順位
 を付す方法については、人事委員会規則で定める。

(その者の非違により退職した者)

第6条 条例第8条第2項第2号に規定する知事が別に定めるものは、その者の非違によ
 り退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員
 法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受け
 たものとする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第7条関係)

退職手当支給一時差止処分書

年 月 日

様

(一時差止処分者)

印

熊本県職員等退職手当支給条例第12条の2第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の支給を一時差し止めます。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対し不服申立てをすることができます。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(被告を代表する者は熊本県知事)提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

備考 (1)には、処分の取消しの申立てをすべき行政庁の名称を記載する。

- 別記第2号様式中「第3条関係」を「第8条関係」に改める。
 - 別記第3号様式中「第4条関係」を「第9条関係」に改める。
 - 別記第4号様式中「第5条関係」を「第10条関係」に改める。
 - 別記第5号様式を次のように改める。
- 別記第5号様式(第11条関係)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(返納命令者)

印

熊本県職員等退職手当支給条例第12条の3第1項の規定に基づき、既に支給した退職手当のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対し不服申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(被告を代表する者は熊本県知事)提起することができます(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

記

金		円
算	① 既に支給した一般の退職手当等の額	円
出	② 熊本県職員等退職手当支給条例第12条の3第1項第1号の	
根	規定により控除される額	円
拠	返納額 (①-②)	円

(記事)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第39号

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第12号。以下「条例」という。）附則第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する知事が別に定める額）

第2条 条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する知事が別に定める額は、同条第2項に規定する者が、知事の定めるところにより、その者の職員等以外の地方公務員、国家公務員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等に使用される者（役員を含み、常時勤務に服することを要しない者を除く。）としての在職期間において熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第2条第1項に規定する職員等として在職していたものとみなした場合に、その者が条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

（条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する知事が別に定める額）

第3条 条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する知事が別に定める額は、前条に規定する給料月額とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県告示第374号の5

熊本県中小企業無担保クイック融資資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業無担保クイック融資資金（通称名：くまもとファイト資金）融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県中小企業無担保クイック融資資金（通称名：くまもとファイト資金）融資制度要項（平成16年熊本県告示第775号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第8号中「し、保証料率は年1.35%以内と」を削る。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県告示第374号の6

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県産業活性化資金融資制度要項（平成17年熊本県告示第512号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」を「取扱金融機関」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「預託」を「貸付け」に、「600パーセント」を「1300パーセント」に、「400パーセント」を「900パーセント」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条中「前条第2項」を「前条第1項」に、「東京三菱銀行」を「三菱東京UFJ銀行」に改める。

第5条第3項第4号を削り、同条同項第5号を繰り上げ、同条第4項中「、第4号」を削り、「第5号」を「第4号」に改める。

第6条第1号中「協会」を「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県産業活性化支援資金融資制度要項の規定により貸付けがなされたものについては、なお、従前の例による。

熊本県告示第374号の7

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成13年熊本県告示第326号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」を「取扱金融機関」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「預託」を「貸付け」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条中「前条第2項」を「前条第1項」に改める。

第5条第1号中「協会」を「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」に改め、同条第4号中「求償債務」の次に「（連帯保証によるものを含む。）」を加える。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要項による改正後の第12条の規定は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

熊本県告示第374号の8

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県小規模事業者資金融資制度要項（平成2年熊本県告示第245号の12）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」を「取扱金融機関」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「預託」を「貸付け」に、「知事が別に定める基準」を「400パーセント以上」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条中「前条第2項」を「前条第1項」に改める。

第6条第1号中「協会」を「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」に改める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県告示第374号の9

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県創業者支援資金融資制度要項（平成8年熊本県告示第384号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」を「取扱金融機関」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「預託」を「貸付け」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条中「前条第2項」を「前条第1項」に改める。

第6条第1号中「協会」を「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」に、「営む

ものである」を「営んでいる」に改める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県告示第374号の10

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県新事業展開支援資金融資制度要項（平成16年熊本県告示第293号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県内小売業者及び」の次に「飲食業者、並びに」を加える。
第3条第1項中「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」を「取扱金融機関」に改め、同条第2項を次のように改め、同条第3項中「預託を受けた資金」を「県から貸付けを受けた資金及び協会から預託を受けた資金の総額」に改め、「から第3号まで」を削り、「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第2号から第4号まで」に、「400パーセント」を「200パーセント以上、第5条第1項第5号に規定する融資を対象に700パーセント」に改める。

2 熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）は、第5条第1項第5号に係る融資にあっては、県の当該貸付金と同額を取扱金融機関に預託するものとする。

第4条を次のように改める。

第4条 前条第1項の取扱金融機関は、県内に本店を有する銀行、信用金庫、信用協同組合並びに商工組合中央金庫熊本支店とする。

第5条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 大型店緊急対策枠

(3) ものづくりフォレスト構想等推進枠

(4) 建設業構造改善枠

第5条第1項に次の1号を加える。

(5) 雇用促進対策枠

第5条第3項を削り、同条第4項中「第3号」を「第2号」に改め、「小売業者」の次に「及び飲食業者」を加え、同項第2号中「面積の50%以上が含まれる」を「掛かる」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第3号に規定する融資の対象となる中小企業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 熊本ものづくりフォレスト構想、熊本バイオフィオレスト構想、熊本セミコンダクタフォレスト構想に係る所定の支援事業の採択を受けた者

(2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条第1項の規定による知事の認定を受けた経営革新計画により事業を営む者

(3) 財団法人くまもとテクノ産業財団における所定の事業可能性評価を受けた者

第5条第5項を次のように改める。

5 第1項第4号に規定する融資の対象となる中小企業者は、熊本県建設産業振興プランに係る所定の支援事業の採択を受けた建設業者とする。

第5条に次の1項を加える。

6 第1項第5号に規定する融資の対象となる中小企業者は、次の各号をいずれも満たすものとする。

(1) 事業の拡大又は異業種への進出により、新たに正規の従業員を1人以上雇用すること、当該事業所全体で従業員数が1人以上増加すること。

(2) 最近6か月以内に事業主の都合により従業員を解雇等しておらず、かつ、新たに雇用した従業員を1年以上継続して雇用する見込みがあること。

第6条第1号中「前条第1項第1号から第3号までに掲げる資金枠の融資を受けようとする者は、」を削り、同条第4号中「前条第1項から第3号までに掲げる資金枠の融資を受けようとする者は、」を削る。

第7条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 第5条第1項第2号に掲げる資金枠により融資を受けようとする者

ア 融資限度額 1企業当たり 3,000万円以内
運転資金にあっては 1,500万円以内

1組合当たり 6,000万円以内
運転資金にあっては 3,000万円以内

イ 資金用途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金

ウ 融資利率 年1.90パーセント以内

エ 融資期間 10年以内（うち据置期間1年以内）

オ 返済方法 原則として均等分割返済

カ 担保・保証人 担保は必要に応じ徴求し、保証人は1人以上（法人の場合にあっては、代表者を含め2人以上）とする。

キ 信用保証 すべて協会の保証付きとする。

(3) 第5条第1項第3号又は第4号に掲げる資金枠により融資を受けようとする者

ア 融資限度額 1 企業当たり 5,000 万円以内
 運転資金にあつては 2,500 万円以内
 1 組合当たり 1 億円以内
 運転資金にあつては 5,000 万円以内

イ 資金使途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金

ウ 融資利率 年 1.90 パーセント以内

エ 融資期間 10 年以内（うち据置期間 1 年以内）

オ 返済方法 原則として均等分割返済

カ 担保・保証人 担保は必要に応じ徴求し、保証人は 1 人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め 2 人以上）とする。

キ 信用保証 すべて協会の保証付きとする。
 (4) 第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる資金枠により融資を受けようとする者

ア 融資限度額 1 企業当たり 5,000 万円以内
 運転資金にあつては 2,000 万円以内

イ 資金使途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金

ウ 融資利率 年 2.00 パーセント以内

エ 融資期間 設備資金 7 年以内（うち据置措置期間 1 年以内）

イ 融資期間 運転資金 5 年以内（うち据置期間 6 月以内）

オ 返済方法 原則として均等分割返済

カ 担保・保証人 担保は必要に応じ徴求し、保証人は 1 人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め 2 人以上）とする。

キ 信用保証 すべて協会の保証付きとする。

第 8 条中「第 5 条第 1 項第 4 号に規定する資金枠を除く融資については」を削る。

第 9 条第 1 項から第 5 項までを次のように改める。

第 9 条 第 1 項第 1 号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、別に定める融資申込書及び新事業展開支援資金一般枠に係る事業計画書に、県税に係る納税証明書（以下「納税証明書」という。）を添えて、事業所所在地の商工会議所、商工会、（組合にあつては熊本県中小企業団体中央会（以下「商工会議所等」という。）又は取扱金融機関に申し込むものとする。

2 第 5 条第 1 項第 2 号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、別に定める新事業展開支援資金大型店緊急対策枠事業計画書に、県税に係る納税証明書を添えて、事業所所在地の商工会議所等又は取扱金融機関に申し込むものとする。

3 第 5 条第 1 項第 3 号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、別に定める新事業展開支援資金ものづくりフォレスト構想等推進枠事業計画書に、県税に係る納税証明書を添えて、事業所所在地の商工会議所等又は取扱金融機関に申し込むものとする。

4 第 5 条第 1 項第 4 号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、別に定める新事業展開支援資金建設業構造改善枠事業計画書に、県税に係る納税証明書を添えて、事業所所在地の商工会議所等又は取扱金融機関に申し込むものとする。

5 第 5 条第 1 項第 5 号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、別に定める新事業展開支援資金雇用促進対策枠事業計画書（以下「雇用枠計画書」という。）に、県税に係る納税証明書を添えて、金融機関所定の借入申込書により取扱金融機関に申し込むものとする。

第 10 条第 1 項中「又は第 3 項」を「から第 4 項まで」に改め、同条第 2 項中「第 2 項」を「第 5 項」に、「第 2 号」を「第 5 号」に改め、同条中第 4 項及び第 5 項を削り、第 6 項を第 4 項とする。

第 13 条中「第 2 号」を「第 5 号」に、「雇用枠計画書の内容に反して従業員を」を「新たに正規の従業員を 1 人以上」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項による改正後の第 5 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 21 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県新事業展開支援資金により貸付がなされた資金については、なお、従前の例による。

熊本県告示第 374 号の 11

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
 平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県中小企業短期資金融資制度要項（昭和 49 年熊本県告示第 449 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」を「取扱金融機関」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「預託」を「貸付け」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 4 条中「前条第 2 項」を「前条第 1 項」に、「東京三菱銀行」を「三菱東京 U F J 銀行」に改める。

第 5 条第 1 号中「協会」を「熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）」に改める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。